

取引参加者に対する要請の実施要件の見直しに伴う 「審査規則」の一部改正について

平成26年3月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、取引参加者の審査の結果、法令等違反が発生することとなるおそれがあるとは認められないものの、業務又は財産の状況が適当でない認められる場合についても、当該状況の改善を促すことを目的として、当該取引参加者に対し、要請を行うこととするよう、要請の実施要件を見直すこととし、「審査規則」の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれのある状態であると認める場合には、当該取引参加者に対し、改善措置を要請することとします。

(備 考)

・ 審査規則第10条の2

III. 施行日

平成26年4月1日から施行します。

以 上